

国への制度改革提言の状況（平成19年度）

網掛けは「地方分権改革推進委員会第1次勧告」に反映された項目

1 地方分権促進のための国の制度改革等に関する緊急提言（平成20年1月8日）

番号	提言の項目	提言内容
1	地方自治法に基づく予算、決算及び条例制定改廃の報告	地方自治法の規定により、市町村及び県の予算、決算及び条例制定改廃について、報告を義務づけているが、地方自治体における情報開示が徹底されていること、また、地方における行財政運営の自主性の尊重及び簡素化・効率化等の観点から、当該規定は、廃止すべきである。
2	国立大学法人等への寄付金支出に係る総務大臣への協議・承認事務	地方財政再建促進特別措置法の規定により、国立大学法人等への寄付金を支出する場合は、総務大臣に協議し、同意を得ることを義務づけているが、協議・同意に時間を要すること、また、協議書の作成等に要する負担が大きいことから、地方自治体における適正な執行を前提に当該規定は、廃止すべきである。
3	過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村計画の変更の都道府県への協議	市町村計画の変更にあたっては、県は事前相談を受け実施し、計画策定の方針及び都道府県計画の内容と照らし合わせているところであり、協議に関する行為は実質形骸化している。また、総務省、農林水産省、国土交通省三省通知において、県は事前に変更内容を把握することとされていることから、協議に関する事務を簡略化し、変更報告のみとすべきである。
4	医療行政（医師抑制策の転換）	医師不足の解消、地域医療の確保には医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医師養成数の抑制を続けている国の方針を転換し、抜本的な医師養成・確保対策に取り組むべきである。
5	民生委員委嘱手続の簡素化	法律に基づき、市町村の推薦会の審議、県の審議会の意見聴取を経て国に推薦しているため、欠員補充の場合、手続に長期間を要し地域福祉活動に支障をきたしている。地域の実情を踏まえた実質的審査を推進する観点から、県の審議会での審議を省略するなど、簡略化を図るべきである。
6	労働基準行政、雇用均等行政及び職業安定行政	労働基準行政、雇用均等行政及び職業安定行政全般については、国と都道府県の二重行政が一部において生じていることから、国は全国的な統一基準を定めるにとどめ、その余の事務は、都道府県が一元的に担うべきである。
7	国（独立行政法人雇用能力開発機構）が雇用対策の観点から実施している早期再就職を図るための離転職訓練等の事務	国（独立行政法人雇用能力開発機構）が雇用対策の観点から実施している早期再就職を図るための離転職訓練等の事務については、地域の産業や雇用情勢に対応して職業能力開発を機動的に実施できるようにするため、都道府県が実施すべきである。
8	農地転用許可関係 4haを超える農地転用の許可権限の都道府県への移譲 2haを超え4ha以下の農地転用許可の国への事前協議の廃止	地域の実情に応じた振興施策を効率的に実施するため、地方農政局が行っている4haを超える農地転用の許可を県に移譲すべきである。 地域の実情に応じた振興施策を効率的に実施するため、2haを超え4ha以下の農地転用の場合、農林水産大臣への協議を廃止すべきである。

2 地方分権推進のための国の制度改正等に関する提言（平成20年3月19日）

番号	提言の項目	提言内容
1	特定地域（条件不利地域）の振興について	特定地域(条件不利地域)の振興は、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、それらの課題が複合化しており、過疎・山村等の法令ごとではなく、地域の実情を踏まえて一体的かつ総合的に対応する必要があることから、支援措置制度の継続を前提に、基本法令の整理・統合等を行うとともに、県及び市町村に対し大幅な権限移譲を行うべきである。
2	旅券窓口交付端末機の設置について	旅券交付に使用する旅券窓口交付端末機について、法定受託した県が使用するものは国の負担で設置しているが、権限移譲に伴い市町村が設置する場合であっても、国が相応の負担を行うべきである。
3	土地利用基本計画の変更に係る大臣の同意及び地方支分部局等との事前調整について	土地利用基本計画の変更に当たっては、同意申請の前に国の関係機関との事前調整を行い、国土交通大臣の同意を得ることとされている。 同意を得なければならないとされていることで、年度途中における変更など柔軟かつ迅速な計画変更が困難となっていることから、廃止すべきである。
4	社会福祉統計、衛生統計について	一般住民、民間事業者等を対象とする全国一律の国民生活基礎調査、介護サービス施設・事業所調査等の統計調査（地方自治体を対象とする行政調査を除く。）については、現在、都道府県への国庫委託事業とされているが、民間事業者活用等による国による直接実施の方向性について検討されていることから、できる限り早期に実現すべきである。
5	保育士養成施設からの業務報告について	保育士養成施設からの毎年度の業務報告については、県の関係業務が施設指定申請書等の経由事務のみであり、関与の度合いが低く、形式的なものであることから、保育士養成施設の指定・指導監督を行う国に直接報告できるようにすべきである。
6	児童手当支給状況報告について	地方公共団体の公務員に係る児童手当支給状況報告は、厚生労働省局長通知により、市町村職員及び一部事務組合職員を含めて都道府県が取りまとめのうえ報告しているが、手続を簡素化した上で、各地方公共団体から直接報告できるようにすべきである。
7	自立支援医療（精神通院）に係る受給者証交付等手続きの簡素化について	「自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱」において、受給者証の発行や諸変更手続事務は、都道府県事務とされている。 一方、市町村はこの都道府県事務に係る窓口（経由）事務のみを担っているところであるが、専門性が必要な医学的判定を除き、住民に身近な市町村が受給者証の発行や諸変更手続を行えるよう要綱改正すべきである。
8	毒物・劇物製造業のうち一部の登録業務について	製造業者及び輸入業者の登録は、厚生労働大臣が行っているが、この登録基準は、知事が登録することとされている製剤製造業者等との登録基準が同じであることから、知事に権限を移譲し、登録から指導取締まで知事が一貫して行えるようにすべきである。
9	中心市街地活性化基本計画の国による認定について	市町村が定める中心市街地活性化基本計画については、国が認定を行っているが、創意工夫あふれる多様かつ主体的な取組みを促す観点から、より地域事情に精通し、市町村やまちづくりの各種団体、住民等との十分な意思疎通を行いやすい都道府県に事務権限を移譲するか、あるいは、改正前の中心市街地活性化法と同様の市町村のイニシアティブを促すスキームとすべきである。
10	住生活基本計画の策定に係る公営住宅供給目標量の大臣への協議及び同意について	都道府県が住生活基本計画を定める際に、公営住宅の供給目標量を国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、地方の裁量に任せるべきである。
11	公営住宅等の整備について	公営住宅等の整備や入居者の基準は一律の基準を国が定めているが、地域の特性を踏まえた住宅政策を実施するためには、国が最低限の基準を示しつつも、地方の裁量によって主体的に実施できるようにすべきである。
12	道路の管理権限について	道路法では、第17条第2項により指定市以外の「市」が当該市の区域に存する都道府県道の管理を行うことができるとされているが、「市」のみの適用であり、管理者としての適格性に差はなく、地方分権推進の観点からもその適用を「町村」まで拡大すべきである。